

第1 監査の請求

1 請求人

住所 備前市
氏名 (省略)

住所 備前市
氏名 (省略)

住所 備前市
氏名 (省略)

住所 備前市
氏名 (省略)

2 請求人代理人

住所 (省略)
氏名 (省略)

3 請求年月日

令和5年10月7日

4 請求の内容

請求人代理人提出の備前市職員措置請求書による請求要旨、請求理由及び措置要求は次のとおりである。なお、備前市職員措置請求書から転記したが、陳述時に、監査委員が請求書記載内容について不明確な部分を請求人及び請求人代理人に確認した箇所については、その内容を反映している（「第1 請求の要旨」中、下線部分。ほか、原文のままを転記）。

第1 請求の要旨

平成30年から令和2年にかけておこなわれた備前市新庁舎工事、42億1500万円について談合疑惑が客観的にあったにもかかわらず業者に対するすくなくとも1割は損害があるにもかかわらず、損害賠償請求をしなかったことは怠る事実であるので、当時の備前市長田原隆雄に対して違法な支出金4億2150万円の損害賠償請求をすべきであることを、監査委員が現市長である吉村武司に対して勧告するよう請求する。

第2 請求の理由

- 1 行為をおこなったときまたは終わったときから1年以内に出せなかった正当な理由

請求者は備前市の市民であり、新庁舎工事には無関係であり、また工事現場に出入りする職業にはついていない。本件疑惑を知ったのは令和5年7月である。資料取り寄せについては1月ほどかかった。備前市市長の任期終了まで調査をしなかったことについては関係者からのききとりで令和5年8月に判明した。

- 2 当事者

請求者らは備前市の住民である。

本件は備前市の公共工事に関する疑惑について前市長の責任を追及するもののひとつである。

- 3 競争入札の場合落札価格が90パーセント以上であれば談合が疑われ調和をしなければならない。

本件は90パーセントを超えている。

それにもかかわらず、漫然と支出を継続したものであり、上乘部分1割については談合でうわのせされたものと推測されるが、全体支出も違法性を帯びていると思料される。その支出について前市長は損害賠償義務を負うものである。

- 第3 よって、前市長に対して備前市への損害賠償を求め、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

5 事実証明書

甲第1号証 森功著「泥のカネ」株式会社文藝春秋 2011年 190～191頁

甲第2号証 備前市役所 令和元年11月25日 備前市市庁舎工事の予定価格

甲第3号証 備前市議会提出資料 備前市

甲第4号証 備前市議会提出資料 備前市

(資料番号等については、請求人が記載したものである。)

6 請求の要件審査

本件請求は、請求人が主張する怠る事実の確認であるから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項の監査請求期間の規定は適用されないものと認める。

これにより、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容、陳述及び提出された資料等を総合的に判断して、平成30年備前市新庁舎建設（建築主体）工事の入札及び令和元年備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の入札について、次の事項を監査の対象とする。

- (1) 各入札に参加した者による談合、これに基づく入札及び備前市との契約締結等、不法行為法上違法の評価を受ける行為があったか。
- (2) 談合があったと認められる場合、その談合により、備前市が損害を被ったといえるか。
- (3) 談合により備前市が損害を被ったと認められる場合、当時の市長が損害賠償請求権の行使を違法又は不当に怠っているか。

2 監査対象部局

総務部契約管財課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和5年11月7日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人1名及び請求人代理人が出席し、請求人代理人が監査委員に対し、請求趣旨について陳述を行った。なお、本件請求を補完する新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員等の陳述

令和5年11月7日に契約管財課の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人1名及び請求人代理人が立ち会った。

5 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、事前に監査対象部局である契約管財課に関係書類の提出を求めた。また、平成30年備前市新庁舎建設（建築主体）工事の入札参加共同企業体の代表の3者全て及び令和元年備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の入札参加者5者の全てに対し、文書により関係人調査を行った。調査結果については「第3 監査の結果」のとおりである。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求の要旨及び監査対象事項に即しての主張事実について、次の事項を確認した。

(1) 平成30年備前市新庁舎建設（建築主体）工事の入札について

(ア) 入札について

本件工事は備前市役所本庁舎の建設に関するものであり、事後審査型条件付一般競争入札で実施された。入札の告示は平成30年4月18日であり、開札は平成30年5月30日である。予定価格は2,148,170,000円、落札価格は2,100,000,000円（いずれも消費税を含まない。）である。落札金額を予定価格で除し100を乗じた率（以下「落札率」という。）は、97.76%（小数点以下第3位四捨五入）である。

(イ) 談合情報について

平成30年5月24日に市に対し、談合疑感情報についての連絡があった。これを受け、市は、備前市談合情報マニュアル（平成17年3月22日作成）に基づき、備前市入札等調査委員会を平成30年5月25日に開催し、当該談合疑感情報について審議したが、当該談合疑感情報が備前市談合情報マニュアルに定める要件を満たしていないため、当該談合疑感情報について調査しないこととした。市は、平成30年5月25日に、入札参加表明業者に対し、入札後、談合の事実が認められた場合は、入札は無効とする旨の文書を送付し、平成30年5月30日に入札を執行した。

(2) 令和元年備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の入札について

(ア) 入札について

本件工事は備前市役所本庁舎新築に関連する旧庁舎解体及び付属施設の整備を目的とするものであり、事後審査型条件付一般競争入札で実施された。入札の告示は令和元年11月6日であり、開札は令和元年12月4日である。予定価格は224,070,000円、落札価格は208,000,000円（いずれも消費税を含まない。）である。落札率は、92.83%（小数点以下第3位四捨五入）である。

(イ) 談合情報について

令和元年11月25日に市に対し、談合疑感情報についての連絡があった。これを受け、市は、備前市談合情報マニュアルに基づき、備前市入札等調査委員会を同日中に開催し、当該談合疑感情報について審議した結果、当該談合疑感情報は備前市談合情報マニュアルに定める要件を満たすため、調査を行うこととした。令和元年11月26日に入札参加表明業者5者の事情聴取を行ったが、その結果を基に令和元年11月27日に開催された備前市入札等調査委員会において、談合の事実は確認されないため、入札参加表明業者から誓約書の提出を受けたのちに、入札を執行する旨の決定をした。市は、令和元年11月28日に入札参加表明業者5者から誓約書の提出を受け、令和元年11月29日に入札の案内を行い、令和元年12月4日に開札を執行し、落札候補者を決定した。令和元年12月5日に開催された備前市入札等調査委員会において、入札参加業者から見積内訳書を徴取し、内容を精査したところ、見積内訳書の内容では疑いは持てないこと、また、談合情報と落札率が異な

っていたことから、談合と認めるのは困難であり、談合の事実は特定できないと判断し、落札候補者を落札者と決定した。

(3) 関係人調査

平成30年備前市新庁舎建設（建築主体）工事の入札参加共同企業体の代表の3者全てに対し、文書により関係人調査を行ったところ、3者全てから回答があった。また、令和元年備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の入札参加者5者全てに対し、文書により関係人調査を行ったところ、5者全てから回答があった。各社の回答について内容を確認したところ、談合があった事実又はこれらが疑われるような回答はなかった。よって談合があった事実又はこれらが疑われるような情報は得られなかった。

2 監査委員の判断

以上のとおり、法に定められた監査委員の権限の範囲で監査を実施した限りにおいて、契約管財課を対象とした関係書類の確認においても、本件2件の入札の関係人を対象とした書面調査においても、請求人が主張する談合の事実又はその存在を疑わせるに足る事実を確認することはできず、本件各入札に参加した者による談合、これに基づく入札及び備前市との契約締結等、不法行為法上違法の評価を受ける行為があったとは認められない。

また、平成30年備前市新庁舎建設（建築主体）工事に関する談合情報については、平成31年1月16日付の住民監査請求に際しても監査が実施されており、平成31年3月15日付の報告書において、「建築主体工事の入札参加資格の決定や予定価格の作成・保管、談合情報への対応について、関係書類の調査及び関係人から事情聴取を行った結果、法令やマニュアル等に基づき、適正に実施されていた。」と認定され、また、「談合情報については、可能な限りの権限をもってして監査を行ったが、当職らの職務権限を持ってしては、これ以上の事実の究明は甚だ困難なところである。」とされている。

さらに、本件2件の入札に関する談合疑惑情報については、前述のとおり、当時の備前市談合情報マニュアルに基づき適正に実施されているものと認められる。

なお、請求人は、本件2件の入札につき、落札率が90パーセントを超えていることをもって談合が疑われると主張するが、落札率が90パーセントを超えているからといって直ちに談合の事実が推認されるわけではないし、また、請求人が本件請求において、事実証明書として添付した資料に記載されている内容は、本件2件の入札に関して談合の態様などを具体的に示すものではない。

以上のことから、本件入札において談合があったと認めるに足る事実を認定する

ことはできず、談合によって市が損害を被ったということもできないので、当時の備前市長が損害賠償請求権を行使しなかったことが違法又は不当であるということもできない。

第4 結 論

よって、本件請求は理由がないので、監査委員の合議により、これを棄却する。